

## 資料 2

.中央銀行の取扱について

### 1. 93SNA

中央銀行についても金融仲介サービスを計測すべきとしていた。中央銀行によって提供される金融仲介サービスも他の金融仲介機関のサービスと同様に測定されるべきである。…(93SNA,6.132, ( 参考資料 補 2-2 ,p10))

### 2. EU

(1)1996 年の EUROSTAT の作業委員会

「中央銀行」は FISIM の対象外として合意 ( 参考資料 参考 2 ,p28)。

(2)1996 年 OECD-EUROSTAT 合同会議

中央銀行の「金融システムの監督者」としての機能を重視し、中央銀行のうち金融仲介に該当する機能は限られているとの考え(豪、加の主張)が支持され、中央銀行の取扱については以下の EUROSTAT 案が支持された。

中央銀行は FISIM の計測には含めない。

その産出はコストの積上げで計測する。

中央銀行の基本的機能は「金融システムの監督者」としての機能であるので、便宜上その産出額はすべて金融仲介機関の中間消費とする。

なおその後、2002年のEU会議では、「中央銀行」の産出額は、「コスト積上げ方式」によることが合意されている( 参考資料 参考 2 ,p29)。

### 3. 我が国

1996 年の合同会議の決定に従い、中央銀行に関しては FISIM の対象外としている。(従って、金融仲介機関における対日銀の利息受払い、および対日銀取引残高についても FISIM 推計時に控除することになる)。

93SNA 移行検討期に当時の関係委員会に上記 2 .の 96 年の EUROSTAT の作業委員会での合意事項、合同会議の決定事項が報告され、我が国も「中央銀行」を FISIM の対象外とすることを了承している( 参考資料 参考 5 ,p58)。

なお、日本銀行の業務のうち、1)日本銀行券の発券、2)準備預金(当座預金)の 2 点を

中心にこれまでに以下の議論があった。

(1) FISIM を発生するとする根拠

他の経済主体に対して決済サービスを提供している。

民間金融機関の当座預金に相当する決済機能を果たしている。

(2) FISIM を発生しないとする根拠

銀行券が決済手段として用いられる際に、中央銀行は何らコストを負担しているだけでなく、決済手段の提供ではあるが、決済サービスの提供とはいえない。

銀行券の発行は行政サービスの提供であり、その産出額はコストの積上げにより計測され、一般政府が集合消費すると考えるべきである。

金融機関に支払準備を保有させる役割、金融政策の一手段としての役割を果たしている。

証券会社の扱いについて

## 1. 従来の検討経緯

### (1) 93SNA

「S124 金融補助機関」に格付けされているが、我が国の扱いは「S123 保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関」に格付けられている。

### (2) 証券会社の業態

日米のように、証券と銀行の分離が進んでいる国と、ドイツのように銀行が証券会社を兼ねている国まで多様である。

< 93SNA の金融機関分類 >

証券会社はブローキングが主業務であることから、「S124 金融補助機関」となっている。

< 我が国の扱い >

信用取引が普及していることから、93SNA 移行時より「S123 保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関」に含めており(日銀の資金循環表でも同様の扱いをしている)、FISIM 産出機関として取り扱う。

### (3) 我が国の独自の判断

当初の事務局案。

- a. 証券会社は大きく2つの業務を行なっている。「証券業務」と「株式の信用取引」業務である。
- b. 「証券業務」は、顧客の有価証券売買の媒介(ブローキング)や証券投資信託委託会社からの委託売買業務による販売手数料が主な収入で、金融仲介活動とはいえない。
- c. 「株式の信用取引」は、顧客の株式取引の際に必要な資金を主に証券金融会社から借り入れ、顧客に貸し付ける業務であり、金融仲介活動と言える。
- d. 93SNA においては、証券会社は証券取引のブローキングが主要業務であるため、「S124 金融補助機関」に格付けている。
- e. 1996年のEUROSTATの作業委員会での合意に従い、証券会社はFISIMの対象から除外する。というのが当初の事務局案であった。

我が国における「証券会社」の格付けに関する検討。

a. 97年の第3回分配財政委員会で、次のような議論があったという記録がある。

[意見] 我が国の現状の証券会社については、主たる業務がブローキングであって、収益面でもこの業務のウエイトが高いということはよくわかっているが、今後の21世紀の金融

ビックバンという動き、あるいは海外の実例などから見ると、我が国の証券会社についても、ブローキング業務から、現状でも比較的活発に行なわれているディーリング、あるいは最近比較的シェアを膨らませているアンダーライティング業務のウエイトが高まっていくという可能性が非常に高いと考えている。

この場合、アンダーライティング業務あるいはディーリング業務を中心に営む証券会社は、93SNA でいうと「その他の金融仲介機関」に相当するという印象をもっている。つまり、証券会社の商売の実態が自らリスクを負って資金調達、つまり金融負債を負い、金融資産に運用するという形になってくると、機能としては、単なる金融補助的な役割ではなくて、むしろ金融仲介に近い機能を持った金融機関になり得る可能性があると考えられます。こういった点を今後十分考えた上で、証券会社の扱いについては議論させていただいた方がいいのではないかと考えております。…資金循環統計でも93SNA に合わせて見直したいという案を公表しているが、その中で、金融機関の分類案として、やや21世紀を先取りした格好で、証券会社の分類を「金融補助機関」というよりは「その他の金融仲介機関」の方に入れてはどうかというご提案をさせていただいています。…」

- b.他の委員会(第4回生産支出)では、更に、「証券会社の格付けの問題として…IMFで現在、金融統計マニュアル」をつくっているが、そこでは金融仲介機関という位置付けにしている。」と紹介もあった。

以上と他委員会での検討を経て、我が国では証券会社を FISIM 産出機関として取り扱うこととされた(参考資料 参考3)p53, 54)。

～ 参考 ～

## 1. 証券会社の業務の種類

証券取引法に基づき有価証券の引き受け・売買などの証券業務を行っている。

### (1) 自己売買業務 (ディーリング)

証券会社が自己資金で有価証券を売買する。

### (2) 委託売買業務 (ブローキング)

投資家の依頼を受けて売買を代行し手数料を受け取る。

### (3) 引受業務 (アンダーライティング)

有価証券を発行する企業から株や債券を引き受けて販売する。

### (4) 募集・売り出し業務 (セリング)

委託を受けて株や債券を販売する。

#### < 金融仲介機能について >

金融仲介機能には、情報生産機能、リスク負担機能、資産変換機能などがあると考えられる。日本銀行による資金循環統計の解説(1996年 日本銀行調査統計局)において、『ディーリング・アンダーライティング業務は、有価証券の取得により資金の性格を転換し、価格変動リスクや信用リスク等のリスクを負う』ため、証券会社は金融仲介機能を有するとしている。

情報生産機能

借り手の信用度を審査し、返済が履行されるか監視する

リスク負担機能

借り手が債務を返さないリスクを負う

資産変換機能

本源的証券を間接証券に変換し、大量の資金の調達と融通を行う

## 2. FISM対象業務

1. で挙げた証券会社の(1)～(4)の業務のうち、

(1)については、・・・有価証券を対象とした売買であるため除外される。

(2)(3)(4)については、・・・明示的な手数料収入を得ているため原則として除外される。

ただし、(1)(3)については、ポジション形成(自己資金による取引)が伴うためのファンディング(資金調達)が必要となるため、FISM計測に(調達分としては)一部含まれる。また、(2)の業務に伴って信用取引サービスを提供している場合、証券会社は資金調達をした上で貸付を行うため、FISM対象となる。

証券会社の業務	金融仲介機能	FISIM対象	
		運用	調達
自己売買業務	○	×	資金調達部分○
委託売買業務(信用取引サービス含む)	信用取引部分○	信用取引部分○	資金調達部分○
引受業務	○	×	資金調達部分○
募集・売り出し業務	×	×	×

証券会社の業務	収入形態
自己売買業務	キャピタルゲイン・ロス
委託売買業務(信用取引サービス含む)	手数料+ <b>利息収入(信用取引サービスの提供に伴う)</b>
引受業務	手数料+ キャピタルゲイン・ロス
募集・売り出し業務	手数料

### 3.信用取引について

信用取引とは・・・証券会社に一定の委託保証金(現金または有価証券)を預け、その委託保証金を担保に買付資金の融資、または売付株券貸付を受け所定の期限に弁済する取引のことをいう。

2種類の取引・・・信用取引には、制度信用取引と一般信用取引がある。

#### 制度信用取引

証券金融会社から融資を受ける形式。弁済期限・金利が取引所規則で決められている。

#### 一般信用取引

買付資金や売付株券は証券会社の自己融資となり、弁済期限・金利が投資家とそれぞれの取引先である証券会社との間で決められる。

市場規模・・・東京、大阪、名古屋 3証券取引所での一般信用取引に伴う融資残高は、直近では約1兆を超える程度となっている。

・FISIM対象資産・負債～債券の取扱いについて～

#### 1. 93SNA

「FISIMの総額は、金融仲介機関による受取財産所得総額マイナス支払利子総額として測定される。」(93SNA,6.125)となっており、債券(証券)からの財産所得等を全て含んでいるものと解釈される。

#### 2. EU

1996年のOECD 合同会議において、「FISIMを産出する金融資産・負債を金融仲介機関からユーザー部門への預金・貸付金に限定する」ことに合意。このため、EU各国については、預金・貸付金に限定した形でFISIMを計測している(ドイツは金融債を含む - 広義の預金に含めているため - )

<理由>

預金・貸付金の利率は金融仲介機関によってコントロールされているから(債券価格は市場で決定されており、価格コントロール不可)、としている。価格コントロールがFISIM対象であることのポイント(2000年のOECD - EUROSTAT合同会議)

#### 3. 米国

米国では、預金・貸付金に限定せず、利子または帰属利子を産出する全ての資産・負債をFISIM対象としている(2003年 Measuring Services of Commercial Banks)

<理由>

資金の調達形態(預金から社債やCP等での調達へのシフト)や運用形態(貸付から債券等への運用のシフト)の変化による産出額の変動を排除するためである。

#### 4. 我が国

国際比較の観点から1996年のOECD 合同会議における合意内容に沿って、債券は基本的にFISIMの対象に含まないものとした。市場で価格決定される債券は対象から除外し、価格コントロールの可否を基準に預金・貸付と類似性のあるものについて、FISIM対象となるかどうかの検討を行ってきた。

##### (1)金融債

次の～を理由として、FISIMの対象であると考えている。

預金の代替としての資金調達手段であること。

預金と同様の性質である資金仲介機能(安全性サービスの提供)、貯蓄機能(貯蓄手段の提供、高い換金性)を有していること。

自ら(発行機関が)が決定する募集価格(発行価格)にて発行するために、価格コント

ルールが可能であること。

## (2) 私募債

次の ~ を理由として、FSMの対象であると考えている。

公募債と異なり、市場での発行ではないこと。

私募債の価格決定は基本的に貸付と同じプロセスで決定されており、価格コントロールが可能であること。

近年、銀行が積極的に私募債発行のアレンジを行い、機関投資家へ販売するケースも散見されるようになってきており、この場合、発行価格の決定が公募発行のプロセスに近い形となり（公募債と同様に時価会計にさらされるため、価格決定は市場での価格決定と類似したプロセスで通常行われている）、保有会社（投資家）には価格決定権がない形となる。

私募債に区分される地方債の縁故債のうち証書形式のものは、企業会計上貸し出しに分類されており、資金循環勘定上も同様に扱われている。

以上